第9回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 2月25日 (木曜日) 開催場所 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 18号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん

委員の指名について 1 件 第 報告第 19号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について 1件 5 議案第 45号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 第 6 1件 議案第 46号 農地法第3条の規定による許可申請について 1 件 第 7 第 議案第 47号 農用地利用集積計画の作成の要請について 6件 8

第 9 議案第 48号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明

について 7件

第10 議案第 49号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する

法律第3条第1項の規定による承認申請について 1件

○出席委員(14名)

1番 佐藤 松喜 君 2番 舟山 珠代 君 3番 髙橋 政寿 君 4番 笛木 眞一 君 6番 津野 斉 君 7番 佐瀬日出夫 君 8番 熊谷 英二 君 9番 澁谷 洋 君 10番 渡邊 裕義 君 14番 小野寺典男 君 12番 甲斐やす子 君 13番 平山 正志 君

16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

15番 森田 享子 君

○欠席委員(2名)

5番 嶋中 勝 君 11番 高松 俊男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君 振興係長 不藤さとみ 君 主 任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第9回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・森田君 1番・佐藤松喜君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第9回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

〇会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第18号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第18号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

報告第18号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、66.6ha。

指名年月日、令和3年2月2日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、髙橋委員、澁谷委員、髙松委員。 以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第18号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第19号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第5。報告第19号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、 内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

報告第19号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、髙橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員。

報告年月日、令和3年2月8日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

現況地目、畑。

面積、61,738㎡外16筆、合計面積666,092㎡。

年間賃貸料は、547,160円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和7年12月28日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります髙橋委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 3番・髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

報告第19号、番号1について報告致します。

あっせん委員に澁谷委員、高松委員と私が指名され、令和3年2月8日に役場中会議室におきまして、あっせん委員会を開催致しました。

当該地は、さんのあっせん申出により、

が買入を実施した農地であります。

一時貸付者につきましては、5年後に取得予定の

さんに決定を致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第19号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第45号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第45号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第45号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

賃貸人、さん。賃借人、さん。

土地の表示、字オソツベツ146-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、23,233㎡外11筆、合計面積139,500㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年5月29日。

契約期間、平成30年5月29日から令和10年5月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和3年1月21日。

土地の引渡し時期は、令和3年1月21日となっております。

なお、番号1につきましては、甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第45号、番号1について報告致します。

2月20日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、 さんと賃借人、 さんと賃借人、 さんの、賃貸借の解約が合意された日は、 土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、 許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

以上をもって、議案45号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第46号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第46号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

 譲渡人、

 譲受人、

 さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線240-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,749㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、のため、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金20,000円となっております。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が159,457㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 7番·佐瀨君。
- ○7番(佐瀬日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第46号、番号1について報告致します。

2月12日に事務局より調査依頼があり、2月17日に現地調査を行っております。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは により 農地を譲渡し、譲受人の さんは経営規模拡大の ため、今回の申請になっております。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第46号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第47号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第47号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第47号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

産の設定等をする者、______、 ここころん。

土地の所在、字オソツベツ660。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、217,520㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和3年3月1日。

対価の支払期限、令和3年4月13日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、6,688,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、61,738㎡外16筆、合計面積666,092㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和3年3月1日から令和7年12月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月1日。

金額、年間547,160円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,187㎡外3筆、合計面積55,167㎡。

利用権設定等の種類、利用権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年3月1日から令和4年2月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月1日。

金額、年間43,400円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、旧賃借人、 さんとなっておりますが、経営移譲による賃借人の変更となっております。

保有合理化の案件でありますので、改めての調査は行っておりません。 以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字阿歴内原野北2線185-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、47,043㎡外12筆、合計面積453,553㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年3月1日から令和8年2月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月1日。

金額、年間917,289円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4については、津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 6番・津野君。
- ○6番(津野 斉君) 6番・津野です。

議案第47号、番号4について報告致します。

2月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、2月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおりと確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、

常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 6 番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて、番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上多和64-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,093㎡外4筆、合計面積156,654㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和3年3月1日から令和8年2月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月1日。

金額、年間256,000円。

支払方法、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5については、平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 13番·平山君。
- ○13番(平山正志君) 13番・平山です。

議案第47号、番号5について報告致します。

2月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。 貸主の さんは相手側の希望により農地を貸付けするものです。 借主のことでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 3 番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて、番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。 さん。

土地の所在、字標茶718-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,307㎡外97筆、合計面積1,819,342㎡となっております。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び施設用地。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和3年3月1日から令和33年2月28日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月1日。

金額、無償となっております。

なお、番号6については、平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 13番·平山君。
- ○13番(平山正志君) 13番・平山です。

議案第47号、番号6について報告致します。

2月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、2月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。 貸主の さんは、後継者である借主の さんに農地を貸付するものです。 この使用貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第47号、内容6件は原案可決されました。

◎議案第48号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第9、議案第48号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について内容7件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第48号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり7件となっております。

番号1。

地区名、

受贈者氏名、

贈与者氏名、
さん。

贈与年月日、昭和59年10月25日、以下番号7まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、資料3ページの後半、3 特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、3年毎に

継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

また、番号1の さん、番号5の さんは、それぞれ経営移譲により、農地を貸付け、番号6の さんは、法人で貸付けを行っておりますが、納税猶予が継続される特定貸付として認められております。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、澁谷農地部会 長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 9番・澁谷君。
- ○9番(澁谷 洋君) 9番・澁谷です。

議案第48号、番号1から番号7について報告を致します。

令和2年10月12日から10月15日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第48号、内容7件は原案可決されました。

◎議案第49号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第49号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第49号にについて説明させていただきます。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、下記の者より申請のあった特定農地貸付けについて議決を求めるものであります。

承認を求める土地の表示、別紙のとおり1件であります。

番号1。

申請人住所、氏名、標茶町川上4丁目2番地、標茶町長 佐藤吉彦さん。

所在、標茶町桜14丁目22番地。

地目、登記簿、現況共に畑。

外9筆。

面積、7,013㎡の内2,000㎡となっております。

開設場所の区画につきましては、資料9ページから11ページをご覧下さい。

貸付期間、許可の日から令和3年11月30日まで。

貸付主体が、新たに権利を取得するもので、権利の種類は、使用貸借権。

この農地の区域は、都市計画区域内であり、中央公民館事業の町民ふれあい農園、権兵衛村となっております。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第49号、内容1件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

〇会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第9回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の 審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 第9回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時31分閉会)